

労働政策審議会人材開発分科会運営規程の改正について(案)

- 現在、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成 28 年法律第 89 号)に基づき、厚生労働大臣は、監理事業を行おうとする者に対して監理団体の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、労働政策審議会人材開発分科会の下に監理団体審査部会を設置し、当該部会において審査を行っている。
- 令和 6 年 6 月に公布された、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 60 号。以下「改正法」という。)によって創設された育成就労制度においても、厚生労働大臣は、監理支援を行う事業を行おうとする者に対して監理支援機関の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- 改正法の施行は令和 9 年 4 月 1 日であるが、改正法附則第 5 条において、施行日前においても監理支援機関の許可その他これに必要な手続を行うことができることとされているところ、令和 8 年 4 月より、監理支援機関の許可申請を受け付けることを予定している。
- このため、令和 8 年度においては、監理団体だけでなく、監理支援機関の許可についても、労働政策審議会の意見を聴くことが必要となる。また、令和 9 年 4 月以降は監理支援機関の許可についてのみ、労働政策審議会の意見を聴くこととなる。
- 上記を踏まえ、労働政策審議会人材開発分科会運営規程について、別紙 1 のとおり、改正を行い、令和 8 年 4 月から施行することとしたい。なお、令和 9 年 4 月には別紙 2 (参考) のとおり改正を行うことを予定している。

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）
- 二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

2～5 （略）

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 （略）

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（抄）

（監理団体の許可）

第二十三条 監理支援を行う事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2～5 （略）

6 厚生労働大臣は、許可をするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 （略）

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（抄）

（育成就労法第8条第1項の認定等に関する準備行為）

附則第5条

1・2 （略）

3 育成就労法第23条第1項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第2項から第4項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、育成就労法第23条第5項及び第6項並びに第24条から第26条までの規定の例により、その許可その他これに必要な手続を行うことができる。この場合において、当該手続は、施行日以後は、育成就労法第23条第1項の許可その他これに必要な手続とみなす。

5～10 （略）

労働政策審議会人材開発分科会運営規程（令和八年四月改正案）（傍線の部分は改正部分）

第一条 労働政策審議会人材開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができ。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

2 前項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二十三条第一項の許可に関する事項及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。以下「改正法」という。）附則第五条第四項の許可の準備行為に関する事項について審議させるため、監理団体審査部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第八条 部会が、技能実習法第二十三条第一項の許可に関する事項及び改正法附則第五条第四項の許可の準備行為に関する事項について議決をしたときは当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議

決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第十条 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会の長が専門委員会に諮って定める。

第十一条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年五月十二日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月二十七日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

労働政策審議会人材開発分科会運営規程（令和九年四月改正案）（傍線の部分は改正部分）

第一条 労働政策審議会人材開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができ。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

2 前項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）

第二十三条第一項の許可に関する事項について審議させるため、監理支援機関審査部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第八条 部会が、育成就労法第二十三条第一項の許可に関する事項について議決をしたときは当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第十条 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会の長が専門委員会に諮って定める。

第十一条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十三年五月十二日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年四月二十七日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和九年四月一日から施行する。